

Vol.1 No.9 2005年7月

石綿障害予防規則が定められました。

< 続報 >

今年の2月24日に厚生労働省により石綿に関する法律が定められました。それを受けてなのか、最近石綿による健康被害などのニュースが放送され、石綿に対する質問が多く寄せられています。そこで今回、石綿(アスベスト)の解説を踏まえ、簡単に解説したいと思います。

【石綿について】

石綿は、天然に産出する繊維状鉱物です。主成分は珪酸マグネシウム塩で、火山により噴出した溶岩が水により冷やされた際に出来ます。不純物の含有状況や結晶の形状により、クリソタイル(白石綿)、アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)の3種類が工業的に使用されます。石綿は繊維状で柔軟、耐熱耐摩耗性に優れている為、現在までの様々な製品内に性能向上を目的とし使用されてきました。

身近なものでは自動車等のブレーキライニング材や建築物の吸音・断熱材に石綿が用いられていましたが、代替材料などの開発により、多くのものが非石綿製品となりました。

石綿は悪性中皮種をはじめとする肺がんを引き起こすとされています。このような健康被害の防止のため、石綿を規制する法令により、一部の石綿(クリソタイル)を除く石綿に対して製造・輸入・供給・使用は禁止されました。

(一部の製品で耐熱・耐圧・耐摩耗性等の性能を必要とし、石綿に替わる材料・技術が無いものに関しては禁止から除外されています。)

【石綿作業に係る設備および検査管理】

石綿等の粉じんが発生する屋内作業場については発散源を密閉、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置そして除じん装置の設置。

局所排気装置・換気装置・除じん装置の能力や外觀等の定期自主検査と、その記録の3年間保管。

石綿を取り扱う作業場について、6ヶ月以内に1回定期的に空気中の石綿濃度を測定と、その記録の30年間保存。

それ以外にも、作業者に対する健康診断や教育、休憩所、洗浄施設、移送容器、保護具などに関し細かな規則が定められ、作業者の健康に留意しなくてはなりません。

弊社は、このようなアスベスト類の分析・測定に対応しております。アスベストの定性分析、および一般大気中のアスベスト測定。建築物等の解体撤去作業等における断熱材の事前分析や作業時の環境測定。その他幅広い環境問題の解決でお客様を強力にサポート致します。

環境全般に関わる問題や疑問などのご相談がありましたらお気軽に当社までお問合せ下さい。

労働衛生コンサルタント 菅野・中田

【スタントマンと耐火服】

現在、石綿を使用した耐火服はありませんが、昔は石綿に替わる耐火材が無かった為、耐火服という『石綿』だったそうです。

60年代から荒野の七人や大脱走で銀幕を飾ったスター、『スティーブ・マックイーン』が80年代半ばに悪性中皮種で亡くなりました。彼は、スタントマンを使わずに自分でスタントアクションをしていたそうです。もしかしたら石綿で作った耐火服が原因だったのかも知れません。

研究開発室 柿沼

業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・環境アセスメント)
プラント・工事・メンテナンス部門(排水処理・用水処理・各種メンテナンス)
水処理薬品部門(ホーライナー・空調・化学洗浄関連薬品他)
環境保全機器部門(滅菌・ろ過装置・各種測定計測器 他)



本社は環境マネジメントシステム
ISO14001の認証取得事業所です

環境科学センターは品質マネジメントシステム
ISO9001:2000の認証取得事業所です